

寄せられたご意見と回答(令和5年12月受付分)

令和5年12月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

1 某所でハトに餌

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<input type="checkbox"/> 某所でハトに餌をあげている男性が、給餌防止啓発ステッカーを無視して別の場所でも餌をあげているので対策してほしい。 ■ 現行の「大田区ハトカラスへの給餌による被害防止条例」では、公共の場所での給餌行為の禁止が定められており、区では、条例を周知するため、指導員派遣による巡回指導を実施している。ご指摘いただいた場所周辺についても指導員を派遣し、重点指導を実施する。	環境対策課 環境推進担当 電話 03-5744-1366

2 家の前にごみが出っぱなしになっている

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<input type="checkbox"/> 近隣の家の前に一週間以上前からごみが道路に置きっぱなしになっているので回収してほしい。 ■ 現場を確認し、ご指摘にあったごみを捨てられた方に対し、ごみを道路上から撤去するように指導した。併せて、今後ごみを捨てる際には、地域の集積所に出すように指導した。 引き続き、適切な道路の維持管理に努めていく。	地域基盤整備第二課 管理係 電話 03-5713-2006

3 海辺の散策路整備工事（旧呑川歩道橋取付部）にともなう

イチョウの木を伐採しないでください

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<input type="checkbox"/> 旧呑川歩道橋整備工事内に、歩道橋南側に大きなイチョウの木がある。このイチョウは近隣住民だけでなく大田区の遠方から銀杏を求めて区民が集まってくる。このイチョウの木を工事の為に伐採してほしくない。この残されたイチョ	公園課 工事担当 電話 03-6715-1826

ウの木は区民に親しまれているため、是非とも残してほしい。

■本工事でイチョウの木の伐採予定はない。また、近隣の方々からも同様のご要望をいただいているので、今後も伐採予定はない。